

2023年5月25日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
株式会社ペアキャピタル
代表取締役社長 田中 哲

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社Webサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社Webサイト <https://p-capital.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社Webサイトのほか、東京証券取引所Webサイトにも掲載しております。当社Webサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所Webサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

東京証券取引所Webサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社Webサイト上の「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2023年6月14日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月15日（木曜日） 午前8時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
当社 会議室

3. 目的事項

(決議事項)

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月14日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいませうお願いいたします。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社 Web サイトおよび東京証券取引所 Web サイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 第2号議案におきまして、会計監査人選任の件を上程することから、機関として会計監査人を設置し、これに伴い、選任方法、任期を規定するものであります。(変更案第4条、同第6章、同第37条及び同第38条)

(2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。(変更案第20条)

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決議機関を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。(変更案第40条及び同第41条)

(4) その他、上記各変更に伴う章数・条数・項数の変更のほか、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>                                                  | <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. <u>会計監査人</u></p>                                             |
| <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> | <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>                                      |
|                                                                                                                                                                                         | 第6章 <u>会計監査人</u>                                                                                                                                                  |
| (新 設)                                                                                                                                                                                   | <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>                                                                                                      |
| (新 設)                                                                                                                                                                                   | <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> |
| 第6章 計 算                                                                                                                                                                                 | 第7章 計 算                                                                                                                                                           |

| 現行定款                                                                          | 変更案                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (事業年度)<br>第 37 条 (条文省略)                                                       | (事業年度)<br>第 39 条 (現行どおり)                                                                                         |
| (新 設)                                                                         | ( <u>剰余金の配当等の決定機関</u> )<br>第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第 38 条 (条文省略)<br>(新 設)<br><br>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 | (剰余金の配当の基準日)<br>第 41 条 (現行どおり)<br>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。<br>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。           |
| ( <u>中間配当</u> )<br>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。    | (削 除)                                                                                                            |
| (配当金の除斥期間)<br>第 40 条 (条文省略)                                                   | (配当金の除斥期間)<br>第 42 条 (現行どおり)                                                                                     |

#### 第 2 号議案 会計監査人選任の件

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社に該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため会計監査人設置会社となるものであり、監査役会の決定に基づき、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第 1 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

監査役会が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えられているものと判断したためであります。

会計監査人候補者の概要は、以下のとおりであります。

|      |              |                                      |
|------|--------------|--------------------------------------|
| ◇名称  | 監査法人コスモス     |                                      |
| ◇事務所 | 本部           | 名古屋市中村区名駅南 1 丁目 3 番 18 号 NORE 名駅 6 F |
|      | 東京事務所        | 東京都千代田区神田鍛冶橋 3 丁目 7 番地 神田カドウチビル 5F   |
| ◇陣容  | 代表社員         | 3 名                                  |
|      | 社員           | 7 名                                  |
|      | 特定社員         | 0 名                                  |
|      | 公認会計士        | 5 8 名(非常勤含む)                         |
|      | 日本公認会計士協会準会員 | 1 3 名                                |
|      | その他職員        | 1 3 名                                |
|      | 合計           | 9 4 名                                |
| ◇沿革  | 昭和 63 年 6 月  | 設立(本部：名古屋市中区栄、東京事務所：東京都品川            |

区大崎)

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 平成 17 年 6 月 | PrimeGlobal 加盟         |
| 平成 19 年 5 月 | 上場会社監査事務所登録            |
| 平成 19 年 9 月 | 本部を現在の事務所に移転           |
| 平成 27 年 6 月 | 東京オフィスを東京都中央区日本橋に移転    |
| 令和元年 8 月    | 東京オフィスを東京都千代田区神田鍛冶町に移転 |

以 上